

○宮代町立図書館協議会運営規則

平成 5 年 12 月 21 日
教委規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、宮代町立図書館設置及び管理条例(平成 5 年宮代町条例第 24 号。以下「条例」という。)第 17 条の規定に基づき、宮代町立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任命)

第 2 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 15 条に規定する者のうちから宮代町教育委員会が委嘱する。

2 教育委員会は、前項の委嘱をするに当たり、委員の一部を公募により選出するものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、条例第 17 条第 3 項に規定する委員の任期と同様とする。

(職務)

第 4 条 会長及び副会長の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会の会務を総理し、代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、宮代町教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。